

## 自転車利用のあり方検討会議傍聴要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は自転車利用のあり方検討会議設置要綱第 10 条の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定める。

## （傍聴人の制限）

第2条 議長は、傍聴席の都合により、傍聴人数を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は先着順による。

## （傍聴席に入ることができない者）

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の危険物を持っている者
- (2) 示威のため、旗・プラカード等を持っている者
- (3) その他、会議の秩序維持のため必要があると議長が認めたる者

## （傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然とした可否を表明しない。
- (2) 議場において写真撮影、録画、録音を行う場合は、事前に申し出をし、会議の冒頭に行う。
- (3) 議場において携帯電話等の通信機器を使用しない。また会議中は携帯電話の電源を切るなど、呼び出し音等を出さないこと。
- (4) 傍聴中は議長の指示に従うとともに、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。

## （傍聴人の退場）

第5条 傍聴人は、会議が自転車利用のあり方検討会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき会議を非公開にする旨の議決をしたときは、速やかに退場しなければならない。

## （違反に対する措置）

第6条 傍聴人はこの要領に違反するときは、議長は、これを退場させることができる。